ソフトウェア利用許諾契約

「0と1の世界の見習い探検家」 全ソフトウェア共通事項

本利用許諾契約(以下「本契約」)は、ウェブサイト「0と1の世界の見習い探検家」(URL: http://www.a32kita.net/、以下「当サイト」)の頒布するソフトウェアを利用するにあたり、ソフトウェアの利用者(以下「ユーザー」)と開発、頒布元である作者(以下「作者」)がソフトウェア利用時の様々なリスクを明文化し、責任関係を明らかにするために結びます。本契約に同意いただけない場合は、ユーザーはただちにソフトウェアの利用を停止し、ソフトウェアまたはそのインストーラを削除する必要がございます。

また本契約と並びにソフトウェアの利用開始時には、ソフトウェアに別途利用許諾契約条項が添付されている場合のみに限り、同時に当該ソフトウェアの別途利用許諾契約条項が適用されます。

第1章 本契約の適用について

第1条 本契約は、ユーザーがソフトウェアまたはそのインストーラを入手した時点で適用されるものとする。ユーザーは、頒布元のサイトからソフトウェアに関連するコンテンツを入手した時点で本契約書に同意したものとする。

第2条 作者は、第1条の施行にあたり頒布元のウェブサイト、また各ソフトウェアにおいて本契約の存在およびこれに関連する注意事項をユーザーへ通知する義務を負うものとする。ただし、以下の事項に該当する場合は、本条項は適用されないものとする。

- ・作者の不可抗力により、本契約の内容が正しくユーザーへ通告されない場合
- ・ユーザーが作者の認める頒布元以外からソフトウェアを入手した場合
- ・作者の都合により本契約の内容が改定された場合
- ・上記項目のいずれかまたはすべてに該当する場合

第3条 ソフトウェアに別途利用許諾契約またはこれに準ずる条項が添付されている場合、ユーザーはソフトウェアの利用開始と同時に合わせて適用されるものとする。また、本契約とソフトウェアに添付される別途利用契約条項の内容に矛盾が生じる場合は、矛盾に該当する内容のみソフトウェアに添付される別途利用契約条項が適用されるものとする。ただし本条項は、ユーザーがソフトウェアを作者の認める頒布元以外から入手した場合は無効とし、また、第2条の本契約書をユーザーへ通知する義務から免れ、無条件で本契約書の作者に関する免責条項を使用者へ適用できるものとする。

第4条 本契約は作者の都合により内容を改定できるものとする。また、改定後の内容はただちに適用されるものとする。ただし、改定後の契約の内容に関わらず、改定に伴うユーザーへの金銭の要求等は行えないものとする。

第5条 改定した旨及び改定後の内容について、第2条の定める利用者への通知義務を作者は負わないものとする。

第2章 著作権

第6条 ソフトウェアの著作権をはじめとする知的財産権は、作者に帰属するか、または第三者から正当なライセンスを得たものであり、ソフトウェアは日本国およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約により保護される。なお、本契約が破棄された場合においても、知的財産権に関して適切な保護が為される。

第7条 ソフトウェアに第三者が著作権を有する頒布物が含まれる場合、作者は頒布元の通告または契約

に従い、ソフトウェア内やソフトウェアに添付される別途利用契約条項において適切な表記を行うものとする。適切な表記などが行われない場合、作者はただちにソフトウェアの頒布を停止、あるいは問題を是正し、また、ユーザーは適切ではないソフトウェアの利用をただちに停止する。

第3章 禁止事項

第8条 ソフトウェアのうち、作者が著作権を有し、バイナリ形式または実行可能ファイルとして公開されているすべてのコンポーネントについて、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをはじめする分析行為を禁止する。第三者が著作権を有するコンポーネントなどについても、同様にこれらの行為が禁止されている場合は、ユーザーはこれに従う。

第9条 原則としてソフトウェアの頒布は、当サイトからのみ行われるものとする。ユーザーや第三者は、作者に無断でソフトウェアやその一部を有償、無償にかかわらず再配布をしてはならない。ただし、一部ソフトウェアは添付される別途利用契約条項の中で認めている場合は、認めている範囲に限りに可能であるとする。

第4章 商用利用

第 10 条 ユーザーはソフトウェアを無断で商用目的利用してはならない。ただし、一部ソフトウェアに添付される別途利用契約条項の中で認めている場合は、認めている範囲に限りに作者に断り無く商用目的利用することが可能であるとする。なお、ソフトウェアの商用目的利用とは、ソフトウェアの販売などを通して直接的に利益を得る行為だけでなく、営利目的の業務の中で使用する行為も含むものとする。

第5章 免責

第 11 条 ソフトウェアは、一切の保証なく、現状で提供されるものであり、作者はその商品製、特定用途への適合性をはじめ、明示的にも暗黙的にもソフトウェアに関して一切保証しないものとする。また、ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、ユーザーの責任および費用負担において解決するものとする。作者はユーザーが被った損害について、これを補償する義務を負わないものとする。

第12条 作者は、本契約その他いかなる場合においても、結果的、付随的あるいは懲罰的損害について、 一切責任を負う義務がないものとする。ユーザーは、ソフトウェアの使用に関連して第三者からユーザー に対してなされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より作者を免責し、保証するものとする。

第13条 作者はソフトウェアに対する要望、不具合への対応の義務を負わないものとする。

0と**1**の世界の見習い探検家 Explorers of the Binary World **Development**

あおと

令和2年05月15日 改定

平成 29 年 02 月 20 日 改定

平成 26 年 04 月 27 日 改定

平成 24 年 11 月 02 日 改定